

審議案件 1

第175回大規模小売店舗立地審議会資料（法第5条第1項）

第1 審議案件の概要

- 1 大規模小売店舗の名称：（仮称）市原商業施設
- 2 所在地：市原市千種六丁目7番
- 3 建物設置者：株式会社ジョイマート 代表取締役 寺本浩二
- 4 小売業者名：未定（食品、日用雑貨）
- 5 敷地の概要：
 - ・敷地面積 店舗敷地：4,282 m²
 - ・都市計画区域 市街化区域
 - ・用途地域 第一種住居地域
 - ・現況 店舗（店舗面積1,000 m²未満）
- 6 建物の概要：
 - ・構造 鉄骨造2階建
 - ・建築面積 1,676 m²
 - ・延床面積 1,707 m²
 - ・店舗面積 1,202 m²
- 7 周辺の環境等：JR内房線姉ヶ崎駅より北東側約2.3kmの戸建住宅、店舗が立地する地域に位置する。店舗敷地の北東側は道路を挟んで店舗、戸建住宅、南東側は道路を挟んで店舗、南西側は道路を挟んで店舗、北西側は道路を挟んで戸建住宅が立地している。
- 8 処理経過：
 - ・届出日 令和6年11月26日
 - ・公告縦覧期間 令和6年12月13日～令和7年4月14日
 - ・説明会開催日時 令和7年1月19日（日） 午後4時～ 午後7時～
 - ・場所 千種コミュニティセンター 多目的室
- 9 市町村・住民等の意見：
 - ・市原市の意見 なし
 - ・住民等の意見 なし

＜届出概要＞

- 1 新設日：令和7年7月27日
- 2 店舗面積：1,202 m²
- 3 駐車場の位置：図3
駐車場の収容台数：39台
- 4 駐輪場の位置：図3
駐輪場の収容台数：35台
- 5 荷さばき施設の位置：図3
荷さばき施設の面積：48 m²
- 6 廃棄物等の保管施設の位置：図3
廃棄物等の保管施設の容量：13 m³
- 7 開店時刻：午前8時
閉店時刻：午後11時
- 8 駐車場利用可能時間帯：
午前7時30分～午後11時30分
- 9 駐車場の出入口の数：2か所
駐車場の出入口の位置：図3
- 10 荷さばき可能時間帯：
午前6時～午後10時

第2 大規模小売店舗の施設の配置及び運営方法に関する事項（届出事項等）

1 駐車需要の充足その他による大規模小売店舗の周辺の地域の住民の利便及び商業その他の業務の利便の確保のために配慮すべき事項

（1）駐車需要の充足等交通に係る事項

指針等に基づく配慮事項	検討状況
ア 駐車場の収容台数：届出台数 39台（内、軽自動車用4台、身障者用2台） （指針による算出）必要駐車台数 39台（届出書 P5 参照） ※市条例等に基づく附置義務：無 イ 駐車場の位置及び構造等（図3 参照） ・建物外平面駐車場（自走式） ・出入口2か所 交通への支障を回避するための方策 ・案内看板等を設置する。 ・必要に応じて新聞折込広告等に案内経路図を掲載する。 ウ 駐輪場の確保等（図3 参照） 駐輪場の収容台数：届出台数 35台 （指針の参考値に基づく算出）必要駐輪場台数 35台（届出書 P9 参照） ※市条例等に基づく附置義務：無 市原市自転車駐車場の整備及び自転車等の放置防止に関する条例 対象区域外 駐輪場の管理体制 営業時間内：定期的な巡回を行い、放置駐輪のチェックを実施する。 営業時間外：機械警備を実施する。 駐輪場案内の表示方法 ・駐輪場の位置を示す表示をする。	※駐車場 指針に基づく必要台数が確保されており、駐車需要を充足していると認められる。 ※駐輪場 指針の参考値に基づく必要台数が確保されており、駐輪需要を充足していると認められる。

エ 荷さばき施設の整備等 (図3 参照) (ア) 荷さばき施設の整備 48 m² (イ) 計画的な搬出入 <table border="1" data-bbox="264 229 1547 633"> <thead> <tr> <th>施設名 (面積)</th><th>荷さばき施設 (48 m²)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>同時作業可能台数</td><td>1 台</td></tr> <tr> <td>待機スペース</td><td>無</td></tr> <tr> <td>搬出入車両専用出入口</td><td>有 (専用1ヶ所)</td></tr> <tr> <td>荷さばき可能時間帯</td><td>午前6時～午後10時</td></tr> <tr> <td>搬出入車両台数／日</td><td>8台(4t)、3台(廃)</td></tr> <tr> <td>平均的な荷さばき処理時間／台</td><td>15分(4t)、10分(廃)</td></tr> <tr> <td>ピーク時搬出入車両台数／時間</td><td>2台／時間</td></tr> <tr> <td>ピーク時荷さばき処理時間／時間</td><td>25分／時間</td></tr> <tr> <td>荷さばき処理可能時間</td><td>60分／時間</td></tr> </tbody> </table> オ 経路の設定 (ア) 案内経路 図4のとおり (イ) 周知の方法 - 案内看板等を設置する。 - 必要に応じて新聞折込広告等に案内経路図を掲載する。 (ウ) 敷地周辺道路の通学路の有無：有 - 必要に応じて出入口付近に交通整理員を配置する。 - 右折出庫時には従業員にて周囲の安全確認を実施する。 (エ) その他 右折入出庫の有無：無	施設名 (面積)	荷さばき施設 (48 m ²)	同時作業可能台数	1 台	待機スペース	無	搬出入車両専用出入口	有 (専用1ヶ所)	荷さばき可能時間帯	午前6時～午後10時	搬出入車両台数／日	8台(4t)、3台(廃)	平均的な荷さばき処理時間／台	15分(4t)、10分(廃)	ピーク時搬出入車両台数／時間	2台／時間	ピーク時荷さばき処理時間／時間	25分／時間	荷さばき処理可能時間	60分／時間	※荷さばき施設 搬出入車両の車両種別、入庫状況、作業時間帯等に係る搬出入計画に基づき、必要な施設が確保されており、適切な運営計画であると認められる。 ※経路 経路の設定及びその周知の方法については、適切な配慮がなされていると認められる。
施設名 (面積)	荷さばき施設 (48 m ²)																				
同時作業可能台数	1 台																				
待機スペース	無																				
搬出入車両専用出入口	有 (専用1ヶ所)																				
荷さばき可能時間帯	午前6時～午後10時																				
搬出入車両台数／日	8台(4t)、3台(廃)																				
平均的な荷さばき処理時間／台	15分(4t)、10分(廃)																				
ピーク時搬出入車両台数／時間	2台／時間																				
ピーク時荷さばき処理時間／時間	25分／時間																				
荷さばき処理可能時間	60分／時間																				

(2) 歩行者の通行の利便性の確保等

指針等に基づく配慮事項	検討状況
- 夜間は車両との交錯を避けるよう駐車場場内に適宜照明を設置して、交通安全に努める。 - 夜間照明を設置する。	※ 歩行者の通行の利便性の確保については、適切な配慮がなされていると認められる。

(3) 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮

指針等に基づく配慮事項	検討状況
ア 法令への対応 ・食品リサイクル法の基本方針に基づき、食品廃棄物の抑制・減量・再利用に努めるよう従業員に指導徹底する。 ・店頭にてトレー、牛乳パック、ペットボトルのリサイクルボックスを設置し、再資源化に努める。 イ 廃棄物減量化・リサイクルの取組 ・ダンボール・発泡スチロールの減量のため、パレット、リターナブルコンテナを使用する。 ・エコバックの販売や、お客様へレジ袋削減のための声かけをして、レジ袋の使用量を削減する。 ・生鮮食品、加工食品を管理徹底し、ロス削減に努める。 ・マイバック持参を呼び掛け、レジ袋の削減に努める。 ・減量化・リサイクルに努めるよう従業員に指導徹底する。	※ 廃棄物の減量化及びリサイクル計画については、適切な配慮がなされていると認められる。

(4) 防災・防犯対策への協力

指針等に基づく配慮事項	検討状況
ア 防災対策 ・防災協定等の締結予定：無 ・協定以外の防災対策への協力：要請があれば防災支援に努める。 イ 防犯対策 ・従業員等による定期的な巡回・声かけ等を行うことで防犯に努める。 ・店内各所に防犯カメラを設置する。	※ 防災・防犯対策への協力については、適切な配慮がなされていると認められる。

2 騒音の発生その他による大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の悪化の防止のために配慮すべき事項

(1) 騒音の発生に係る事項

指針等に基づく配慮事項	検討状況
ア 騒音問題に対応するための対応策 (ア) 荷さばき作業等小売店舗の営業活動に伴う騒音への対策 a 荷さばき作業等に伴う騒音対策 ・荷さばき施設：・床の段差を解消し、騒音を極力小さくするよう努める。 ・荷さばき作業：・積み降ろしの際の衝撃音やドアの開け閉め等を最小限に抑えるよう指導し、徹底する。 b 営業宣伝活動に伴う騒音対策 BGM等の使用は行わない。 (イ) 付帯設備及び付帯施設等における騒音対策 a 室外機等からの騒音対策：・低騒音型機器を導入する。 b 駐車場からの騒音対策 ・施設面の対策：・駐車場内の段差を極力無くし、衝撃音の発生を抑制する。 ・運用面の対策：・駐車マスにスムーズに出入り出来るようなレイアウトとする。 c 廃棄物収集作業に伴う騒音対策 ・施設面の対策：・床の段差を解消し、騒音を極力小さくするよう努める。 ・運用面の対策：・廃棄物収集従事者に対して、作業時における騒音抑制の意識掛けを呼び掛ける。 ・深夜・早朝の作業を回避する。 イ 騒音の予測・評価について (図5参照) (ア) 騒音の総合的な予測・評価方法 a 予測方法：音源ごとに距離減衰効果を考慮した予測地点での騒音レベルを求め、昼間(6:00～22:00)及び夜間(22:00～6:00)における各音源の稼動状況から等価騒音レベルを算出した。 b 予測地点：建物の周囲に近接した最も騒音の影響の受けやすい地点に立地し又は立地可能な住居等の屋外。 c 評価方法：騒音に係る環境基準。	※騒音 騒音の予測・評価結果において、昼間・夜間の等価騒音レベルは基準値を満たしている。 また、夜間に発生する騒音の予測評価においても各機器及び機器合成音について、敷地境界地点で基準値を下回っており、来客車両走行音については、一部直近住居外壁で基準値を超過するが、現況での測定値との比較を行い現況測定値以下であることを確認している。 よって、周辺地域の生活環境に与える影響は軽微であると認められる。

d 騒音の総合的な予測結果

予測地点			総合的な予測（等価騒音レベル） 単位：dB				備 考
予測地点	用途地域	環境基準 類型	昼間（6:00～22:00）		夜間（22:00～6:00）		
			予測レベル	基準値	予測レベル	基準値	
A	第一種住居地域	B	44	55	40	45	
B	第二種低層住居専用地域	A	40		35		
C	第一種住居地域	B	52		41		
D			49		42		

(イ) 夜間における発生する騒音ごとの予測・評価方法

- a 予測方法：音源ごとに距離減衰効果を考慮した予測地点での騒音レベルを算出した。
- b 予測地点：建物の周囲について、敷地境界地点。
- c 評価方法：騒音規制法の夜間の規制基準。
- d 発生する騒音ごとの予測結果

(設備機器)

予測地点			音源ごとの予測（最大騒音レベル） 単位：dB					備 考
予測地点	用途地域	騒音規制法 区域	夜 間 (22:00～6:00)					
			敷地境界	規制値	予測地点	隣地境界	規制値	
K4	第一種 住居地域	第二種	54	45	k4	8	45	給排気口
K5			54		k5	8		給排気口
K6			54		k6	8		給排気口
K7			54		k7	8		給排気口
K11			48		k11	9		給排気口

(来客車両)

予測地点			音源ごとの予測（最大騒音レベル） 単位：dB								備 考
予測地点	用途地域	騒音規制法 区域	夜 間 (22:00～6:00)								
			敷地境界	規制値	予測地点	隣地境界	規制値	予測地点	住居外壁	規制値	
A9	第一種 住居地域	第二種	74	45	B	51	45	a9'	49	45	来客車両走行音
A14	第二居専用地域		53		a14	52		a14'	48		来客車両走行音

e 機器合成音の予測結果								
予測地点			機器合成音の予測（最大騒音レベル） 単位：dB					備 考
予測 地点	用途地域	騒音規制法 区域	夜 間（22:00～6:00）					
			敷地境 界	規制値	予測 地点	隣地境 界	規制値	
ア	第一種 住居地域	第二種	51	45	ア'	44	45	
イ			47		イ'	44		
ウ			50		ウ'	45		
エ			44		—	—		

(2) 廃棄物に係る事項等

指針等に基づく配慮事項	検討状況
ア 廃棄物の保管について (図3 参照) - 保管のための施設容量の確保 廃棄物の保管施設の容量 12.50 m³ (高さ 1.0 m) (指針による算出) 廃棄物等の保管容量 5.59 m³ (届出書 P17 参照) イ 廃棄物等の運搬及び処理について - 運搬及び処理方法 許可業者による敷地外処理 - 運搬頻度 毎日	※廃棄物 廃棄物に係る事項等については、指針に基づく予測排出量を充足させる保管容量を確保しており、運搬及び処理についても適切な配慮がなされていると認められる。

(3) 街並みづくり等への配慮等

指針等に基づく配慮事項	検討状況
ア 街並みづくり、景観への配慮 関連する計画等: 千葉県屋外広告物条例、市原市景観条例 配慮事項: ・定められた色彩基準を遵守して落ち着いたイメージとして周辺との調和を図る。 ・屋外広告物の設置に際しては、屋外広告物条例を遵守している。	※街並みづくり等への配慮 街並みづくり等への配慮については、地域環境との調和に適切な配慮がなされていると認められる。

イ 敷地内の緑化計画 緑化計画：緑化面積 0 m² ※市原市公園緑地課担当者との協議の結果、既存店舗の新築当時に任意の緑化協定は締結しておらず、開発行為にも該当しないため緑地の届出不要。 ウ 屋外照明・広告塔照明等 ・点灯時間 屋外照明：日没から駐車場閉鎖時間まで 広告塔照明：日没から閉店時間まで ・光害対策 施設内外灯は外部、特に住宅側への照射がないように、照射方向に配慮し適度な照度とする。 エ その他景観への配慮：・周辺の建物と調和の取れる色彩を使用し、奇抜な色を避け景観に溶け込む色彩を用いる。 ・建物の外観劣化を防ぐために、維持管理や保守を随時行う。	
---	--

3 市町村・住民等の意見について

指針等に基づく配慮事項	検討状況
ア 市原市の意見 なし イ 住民等の意見 なし ウ 千葉県大規模小売店舗立地連絡調整会議委員（県関係課）からの意見 なし	

第3 総合判断

- 1 駐車需要の充足等交通に係る事項について、駐車場については、指針に基づく必要台数が確保されており、駐車需要を充足していると認められる。
駐輪場については、指針の参考値に基づく必要台数が確保されており、駐輪需要を充足していると認められる。
経路の設定及びその周知の方法については、適切な配慮がなされていると認められる。
- 2 荷さばき施設については、搬出入車両の車両種別、入庫状況、作業時間帯等に係る搬出入計画に基づき、必要な施設が確保されており、適切な運営計画であると認められる。
- 3 騒音の予測・評価結果において、昼間・夜間の等価騒音レベルは基準値を満たしている。
夜間に発生する騒音の予測評価においては機器について、敷地境界地点で基準値を下回っている。
また、搬出入車両走行音については、敷地境界、隣地敷地境界および直近住居外壁で基準値を上回るが、現況の測定値との比較を行い現況測定値以下であることを確認している。
よって、周辺地域の生活環境に与える影響は軽微であると認められる。
- 4 廃棄物に係る事項等については、指針に基づく予測排出量を充足させる保管容量を確保しており、廃棄物の減量化、リサイクル計画、運搬及び処理についても適切な配慮がなされていると認められる。
- 5 街並みづくり等への配慮については、地域環境との調和に適切な配慮がなされていると認められる。
- 6 市原市及び住民等からの意見はなかった。
以上のことから、当該店舗の立地に関し、周辺地域の生活環境の保持のため、その施設の配置及び運営方法について、指針に照らし適切に配慮されていると判断する。

第4 県の意見（案）

「意見なし」

なお、店舗の維持・運営に当たっては、届け出たところにより、店舗周辺地域の生活環境の保持に適切な配慮をしてください。